

項目 名称	No. 21	補助金の適正化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 財政課											
現状 と 課題	補助金は、その目的や効果を十分に検討して制度を構築するが、当初の目的を達成したものや、社会経済情勢の変化に対応していないもの、また、包括外部監査において、適正な支出ではないと判断されたものも見受けられる。補助金交付要綱制定の徹底と事業効果等の観点から再点検を行い、廃止・統合を含めた見直しを推進していく。											
取組 内容	1 事業評価制度を活用した補助事業の点検 2 予算執行・要綱等設定時点での審査 3 適切な補助金の執行に係る考え方の周知徹底（通知）											
達成 目標	補助金の透明性の確保・補助事業の執行の適正化											
効果	廃止や見直しによる歳出削減											
指標						現状		中間年度		最終年度		
継続事業評価の実施回数					目標 値	1回		1回		1回		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	継続事業評価の実施	計画	→		→		→		→		→	
2	予算執行・要綱等設定時 での審査	計画	→									
3	適切な補助金執行の周 知徹底	計画	→		→		→		→		→	
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	既存の補助事業については今年度の継続事業評価を通して、その事業効果や必要性について評価を行い、統合、廃止を含め整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行っている。			
	最終取組状況	既存の補助事業については継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。次年度も継続して同様の取組を行うことで、更なる補助金の適正化を図っていく。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	既存の補助事業については今年度の継続事業評価を通して、その事業効果や必要性について評価を行い、統合、廃止を含め整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行っている。			
	最終取組状況	既存の補助事業については継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。次年度も継続して同様の取組を行うことで、更なる補助金の適正化を図っていく。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取 組状況	既存の補助事業については今年度の継続事業評価を通して、その事業効果や必要性について評価を行い、統合、廃止を含め整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行っている。			
	最終取 組状況	既存の補助事業については継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。また、財政課合議の必要な補助要綱の改正や支出負担行為の段階においても、公正・公平かつ公益に資する補助金であるか等、審査を行った。			
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	継続事業評価の結果を踏まえ、予算編成時に整理を行った。次年度も継続して同様の取組を行うことで、更なる補助金の適正化を図っていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不用額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 22	使用料の適正化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状と課題	平成28年(2016年)7月に、「宮崎市公共施設使用料設定基準」を策定し、公平性を確保するために受益者負担の原則に基づき、適正な使用料の設定に取り組むこととした。 現在、使用料が異なる同一目的施設間の調整や減免の取扱いについて全庁的な見直しが必要である。											
取組内容	「宮崎市公共施設使用料設定基準」に基づく、施設使用料の見直し・設定											
達成目標	受益者負担の適正化											
効果	自主財源の確保											
指標						現状		中間年度		最終年度		
使用料の見直し率(見直し施設数／見直し対象施設数)					目標値	0%		50%		100%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 使用料の見直し		計画										
2		計画										
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	「宮崎市公共施設使用料設定基準」に基づき、改定使用料(案)を算定し各課ヒアリング(担当者ヒアリング)を実施した。			
	最終取組状況	ヒアリングにより、基準による算定が困難な施設が判明したため、本年度は使用料の改定を見送り、基準に不足している項目の洗い出しを行った。			
	達成状況評価	△	評価理由及び次年度の取組予定	「宮崎市公共施設使用料設定基準」に不足している項目への対応策を検討する。 不足項目への対応後、使用料改定に伴う影響額を精査する。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
		効果額			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	平成30年度(2018年度)の取り組みで、「宮崎市公共施設使用料設定基準」に不足している項目等が確認できたことから、今年度以降の検討体制や対応方法等について所管課において検討を行った。			
	最終取組状況	各施設の減免状況(要綱、団体名、件数等)を把握するため、10月に施設所管課に対して照会を行った。 また、対象が約110施設あり、使用料の設定根拠等が施設によって異なることから、令和元年度(2019年度)は類似区分毎に検討を行うため、「体育施設等」分野の所管課による検討会議を2月に開催した。			
	達成状況評価	△	評価理由及び次年度の取組予定	「宮崎市公共施設使用料設定基準」に不足している項目への対応策を検討するため、次年度以降も類似分野(体育施設等、公民館等、文化施設等 など)毎の検討会議を実施し、不足項目への対応や使用料改定に伴う影響額等を精査する。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
		効果額			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	令和元年度(2019年度)から引き続き類似区分毎の担当者による検討会議を開催し、「宮崎市公共施設使用料設定基準」に不足している項目等の洗い出し及び対応策についての協議を行った。			
	最終取組状況	以下のとおりそれぞれの分野毎に担当者会議を開催し、「宮崎市公共施設使用料設定基準」に追記する内容の確認を行った。 ・文化ホール等 1回 ・公民館等 2回 ・体育施設等 2回 ・利用者数割 1回 ・主管課会議 4回			
	達成状況評価	△	評価理由 及び次年度 の取組 予定	これまでの検討結果を踏まえ「宮崎市公共施設使用料設定基準」に追記する内容をまとめるとともに、改めて改定使用料(案)の試算を行う必要がある。また、各施設の収支についても試算を行い、使用料見直しによる効果を検証する。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
		効果額			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目 名称	No. 23		市税の収納率向上									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 納税管理課											
現状 と 課題	現年度滞納税分の早期対処と納期内納付の指導により、現年度収納率は、99%を達成したが、行政需要に対応した税収の確保が求められている。また、納税者間の公平性を確保しつつ、歳入確保を図る必要がある。											
取組 内容	1 現年度分滞納整理の早期着手（財産調査の徹底、早期差押の実施） 2 進行管理の徹底による高額滞納の圧縮（差押えの強化及び高額充当差押の選択）											
達成 目標	【現年度目標収納率】 平成30年度（2018年度）：99.19% 令和元年度（2019年度）：99.20% 令和2年度（2020年度）：99.21% 令和3年度（2021年度）：99.22% 令和4年度（2022年度）：99.23%											
効果	・現年度分収入未済額を減少させることにより、次年度への滞納繰越額を減少できる ・滞納繰越額を減少させることにより、現年度への対応を充実することができる ・安定的な財源確保と収納率の向上が期待できる											
指標					現状		中間年度		最終年度			
市税収納率(現年度分)					目 標 値	99.18% (2016年度)		99.21%		99.23%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1	現年度分滞納整理の早期着手	計画	→		→		→		→		→	
2	進行管理の徹底による高額滞納の圧縮	計画	→		→		→		→		→	
3		計画										
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	平成30年(2018年)9月30日現在の現年度収納率60.98%(前年度比0.31ポイント増) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、9月に給与照会・軽自動車税滞納者(現年度)に差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の厳守、滞納繰越分の納税相談では現年度の並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】 ・6月に滞納額50万円以上(特別整理案件は200万円以上)の案件について課長ヒアリングを行い案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める債権・不動産について差押えを強化した。			
	最終取組状況	2019年5月31日現在の現年度収納率99.36%(前年度比0.12ポイント増) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・10月・11月に滞納繰越・現年度分の滞納者に対し一斉に差押予告書を送付。加えて年末に向けて給与・預金の差押を集中的に行った。3月は、再度現年度のみ的高額滞納者に催告を行った。 ・出納閉鎖までに現年度分が完納になるよう納付指示・滞納処分を徹底した結果、現年度収納率99.36%(前年度比0.12ポイント増)となった。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	現年度の納税義務者には納期内納付を促し、滞納者には早めの催告、納付折衝を積極的に行った結果、収納率の向上につながった。次年度も、滞納整理の早期着手に取り組んでいく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	令和元年(2019年)9月30日現在の現年度収納率61.00%(前年度比0.03ポイント増) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、8月～9月に給与照会・固定資産税滞納者・軽自動車税滞納者(現年度)に差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の厳守、滞納繰越分の納税相談では現年度の並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】 ・8月に滞納額50万円以上(特別整理案件は200万円以上)の案件について課長ヒアリングを行い案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める債権・不動産について差押えを強化した。			
	最終取組状況	令和2年(2020年)5月31日現在の現年度収納率99.35%(前年度比0.01ポイント減) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・通常の一斉催告に加え、現年度のみ滞納者に対して、税目・期別に応じ、8月～1月に特別催告を行った。併せて、差押可能な財産を確認した場合は、速やかに差押を実施し、早期納付を促した。1月は、再度現年度のみ未催告滞納者に催告を行った。 ・出納閉鎖までに現年度分が完納になるよう納付指示・滞納処分を徹底した結果、現年度収納率99.35%(前年度比0.01ポイント減)となった。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	現年度の納税義務者に対して納期内納付を促すために、早期の催告、調査を行い必要に応じて、差押え等の行政処分を積極的に実施した。結果、年度末に発生した新型コロナウイルス感染症等、社会情勢の激変にもかかわらず、収納率を昨年度と同程度に保持することができた。次年度も、適正な時期に滞納整理を行い収納率確保に取り組んでいく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	令和2年(2020年)9月30日現在の現年度収納率60.86%(前年度比0.14ポイント減) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・5月～8月預金・生命保険の一斉照会、8月～9月に給与照会・固定資産税滞納者・軽自動車税滞納者(現年度)に差押予告書の一斉発送を行った。 ・現年度分の納付相談では、納期内納付の厳守、滞納繰越分の納税相談では現年度の並行納付(納期内納付)を条件とする指導に努めた。 【進行管理の徹底による高額滞納の圧縮】 ・8月に滞納額50万円以上(特別整理案件は200万円以上)の案件について課長ヒアリングを行い案件の進行管理を徹底した。 ・財産調査を徹底し、高額充当が見込める債権・不動産について差押えを強化した。 【徴収猶予の「特例制度」の適用】 ・新型コロナウィルスの影響により相当の減収があった方に対して、1年間、市税の徴収を猶予する制度の周知と適用を行った。		
	最終取組状況	令和3年(2021年)5月31日現在の現年度収納率98.70%(前年度比0.65ポイント減) 【現年度分滞納整理の早期着手】 ・通常の一斉催告に加え、現年度のみ滞納者に対して、税目・期別に応じ、8月～1月に特別催告を行った。併せて、差押可能な財産を確認した場合は、速やかに差押を実施し、早期納付を促した。1月は、再度現年度のみ未催告滞納者に催告を行った。 【徴収猶予の「特例制度」の適用】 ・新型コロナウィルスの影響により、1年間、市税の徴収を猶予する「特例制度」を周知し、令和2年度は705件の適用を行った。		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	現年度の納税義務者に対して納期内納付を促すために、早期の催告、調査を行い必要に応じて、差押え等の行政処分を積極的に実施した。新型コロナウイルスの影響により、「搜索」による差押えは大幅に減少した。次年度も、適正な時期に滞納整理を行い収納率確保に取り組んでいく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳
		必要額		
		効果額		
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目 名称	No. 24	全庁的な収納対策の強化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 納税管理課											
現状 と 課題	市税をはじめとする自主財源の確保は、本市の財政運営上非常に重要であり、納付義務者間の公平性を確保する観点からも、さらなる収納対策の強化が必要である。市が保有する債権は、自力執行権*の有無や時効期間などが異なるため一様に取り扱うことが困難であり、各債権担当課の徴収事務も複雑化している。このような状況のなか、各課の異なる対応により債務者に対する公平性を失うことがないように事務の統一性を保ちながら、自力執行権のない私債権等については、裁判所による債権回収を進めていく必要がある。											
取組 内容	1 高額・困難案件への徹底した対応（搜索、公売） 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 3 生活再建型滞納整理の推進 4 滞納整理方法の統一化や情報共有化 5 債権回収のための研修実施											
達成 目標	公平性を保った収納事務の推進											
効果	・収納率の向上 ・滞納繰越案件の整理促進											
指標					現状		中間年度		最終年度			
差押動産の公売実施回数（単年度開催数）				目標 値	7回/年 （2016年度）		8回/年		8回/年			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	搜索及び差押財産の公 売実施	計画										
2	各課における私債権等管 理状況の把握と滞納整理 支援	計画										
3	徴収事務担当者の技術 力向上等による多重債務 者掘り起こしの強化	計画										
4	滞納整理方法の統一化 や情報共有化	計画										
5	債権回収のための研修 実施	計画										
備考		* 自力執行権 市税及び一部の債権は裁判所の判決を経ることなく、市自ら強制的に徴収することができる。これを自力執行権といい、国税徴収法の規定により滞納処分をすることができる。										

各年度取組実績				
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	1 高額・困難案件への徹底した対応 ・6月と9月に不動産公売を実施した。6月の公売にて、1件21,811,184円を市税に充当した(公告件数は6月8件、9月6件)。 ・搜索の定例実施(平成30年(2018年)9月末現在:39件実施し、413点差押)。 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ・換価後の残余金について、関係各課の情報共有を図った。 ・他課から高額困難等案件の引継ぎを行い、適宜処理した。(介護保険料:移管0返還1、保育料は昨年度末までに全件返還。今年度は新たに障がい福祉課の公課の移管を受けている)。 ・公課等及び私債権等の所管課に対して6月に担当者会議を開催して債権の性質や処理について説明した。7月にヒアリングを実施し、債権の管理状況を把握、助言、指導を行った。 3 生活再建型滞納整理の推進 ・多重債務者の発見、掘り起こしを進めるため、新任職員研修に自立支援センター職員による研修を行った。 4 滞納整理方法の統一化や情報共有化 ・滞納処分を同じ視点や基準で行うため、担当係長で協議を行い方針を決定している。 5 債権回収のための研修 ・4月に新任職員を対象に滞納整理の種類や流れの研修を実施した。講師は2、3年目の職員にさせ、知識の向上を図った(参加者数43名)。 ・6月と9月に収納対策専門員による研修を実施した(参加者数:84名:6月44名、9月40名)		
	最終取組状況	【収納対策本部】 ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理の取組状況について情報交換を行った。3月19日の収納対策本部会議では「平成31年度(2019年度)収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は82.93%(前年同月比1.49ポイント増)。 【公課等及び私債権所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金について、関係各課と情報共有を図り、配当を実施した。 ・預金差押を試みた所管課による銀行での差押えに同行して、技術支援を行った。 ・所管課からの徴収権の消滅時効や滞納処分の執行停止の相談にアドバイスを行った。 ・債権所管課に対して7月にヒアリングを行い、債権管理の状況把握を行った。 【高額・困難案件への徹底した対応】 ・搜索を強化。1月末現在で66件実施し、594点の動産等を差し押さえた。 差押えた動産は12月に県や他市町村と合同の公売会を開催、さらにインターネット公売等も実施して累計157点を売却、671,455円を市税等に充当した。 ・不動産公売を4回実施し、累計24,641,984円を市税に充当、他課の公課等にも2,456,200円を配当した。 【生活再建型滞納整理の推進】 ・職員に対して自立支援センターについての研修を行った。 ・多重債務者からの相談に応じ、1件弁護士相談を誘導した。		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	搜索強化の結果、困難案件に立ち向かう職員の意識向上や連帯感の向上につながった。文書による督促や催告に応じない滞納者に対しては次年度も強い姿勢で搜索を実施する。不動産公売の換価充当額の増加は、前年度に看板設置を積極的に行った結果と思われる。次年度も積極的な広報活動を実施したい。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)				

令和 元年度 (2019)	中間取 組状況	1 高額・困難案件への徹底した対応 ・6月と9月に不動産公売を実施。9月の公売にて、1件888,700円を市税に充当した(公告件数は6月7件、9月7件)。 ・搜索の定例実施(令和元年(2019年)9月末現在:22件実施し、130点差押) 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ・換価後の残余金について、関係各課の情報共有を図った。 ・公課等及び私債権等の所管課に対して6月に担当者会議を開催して債権の性質や処理について説明した。7月にヒアリングを実施し、債権の管理状況を把握、助言、指導を行った。 3 生活再建型滞納整理の推進 ・新任職員に対し、自立支援センター職員による研修を行った。 4 滞納整理方法の統一化や情報共有化 ・担当者により滞納処分の差異が生じないよう方針を決定している。 5 債権回収の研修 ・4月に新任職員を対象に研修を実施した。講師は2、3年目の職員で行い、知識の向上を図った(参加者数49名)。 ・6月に収納対策専門員による研修を実施した(参加者数:43名)		
	最終取 組状況	【収納対策本部】 ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理の取組状況について情報交換を行った。3月19日の収納対策本部会議は、新型コロナウイルス感染症対策の影響で中止となったが、代わりに書面による議決を行い「令和2年度(2020年度)収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は83.72%(前年同月比0.78ポイント増)。 【公課等及び私債権所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金について、関係各課と情報共有を図り、配当を実施した。 ・預金差押を試みた所管課による銀行での差押えに同行して、技術支援を行った。 ・所管課からの徴収権の消滅時効や滞納処分の執行停止の相談にアドバイスをを行った。 ・債権所管課に対して7月にヒアリングを行い、債権管理の状況把握を行った。 【高額・困難案件への徹底した対応】 ・搜索を積極的に実施。本年度52件実施し、194点の動産等を差し押さえた。 差押えた動産は2月に県や他市町村と合同の公売会を開催、さらにインターネット公売等も実施して累計75点を売却、586,671円を市税に充当、他課の公課等にも165,500円配当した。 ・不動産公売を5回実施し、累計1,722,800円を市税に充当した。 【生活再建型滞納整理の推進】 ・職員に対して自立相談支援センターについての研修を行った。		
	達成状 況評価	○	評価理由 及び次年 度の取組 予定	県内外で実施される研修会等に、職員の派遣を行い、帰庁後のフィードバック研修を実施、徴収吏員のスキルアップを図った。納期内納付を守らない滞納者に対して、積極的に搜索・差押え等の行政処分を行った。窓口・ネット・県合同公売会を通じて、差押え物件の換価による市税の充当に努めた。次年度も、調査・搜索を積極的に行い滞納整理に取り組んでいきたい。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不用額		内容・ 算出 内訳
	必要額			
	効果額			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)				

令和 2年度 (2020)	中間取 組状況	1 高額・困難案件への徹底した対応 ・6月と9月に不動産公売を実施。(公告件数は6月3件、9月8件) ・搜索の定例実施(令和2年(2020年)9月末現在:1件実施し、4点差押) 2 私債権等の所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援 ・公課等及び私債権等の所管課に対して6月に担当者会議を開催して債権の性質や処理について説明した。6～7月にヒアリングを実施し、債権の管理状況を把握、助言、指導を行った。 3 滞納整理方法の統一化や情報共有化 ・担当者により滞納処分の差異が生じないように方針を決定している。 4 債権回収の研修 ・4月に新任職員を対象に研修を実施した。講師は2年目以上の職員で行い、知識の向上を図った。(参加者数13名) ・6月に収納対策専門員による研修を実施した(参加者数:35名)			
	最終取 組状況	【収納対策本部】 ・収納対策本部会議を5月、7月、3月に開催し、滞納整理の取組状況について情報交換を行った。7月及び3月開催の収納対策本部会議は、新型コロナウイルス感染症対策のため、書面による会議とし、3月の会議において「令和3年度(2021年度)収納対策基本方針」を決定した。 ・収納対策本部所管債権の1月末現在収納率は83.01%(前年同月比0.71ポイント減)。 【公課等及び私債権所管課における徴収事務・民事執行手続等に対する支援】 ・換価後の残余金について、関係各課と情報共有を図り、配当を実施した。 ・所管課からの徴収権の消滅時効や滞納処分の執行停止の相談にアドバイスを行った。 ・債権所管課に対して6～7月にヒアリングを行い、債権管理の状況把握を行った。 【高額・困難案件への徹底した対応】 ・搜索を9件実施。219点の動産等を差し押さえた。 ・差し押さえた動産は、他自治体との合同公売会や窓口公売により累計8点を売却。28,839円を市税に充当した。 ・不動産公売を4回実施し、累計12,255,900円を市税に充当した。			
	達成状 況評価	○	評価理由 及び次年 度の取組 予定	窓口公売や他自治体との合同公売会を実施して、差押物件の換価による市税充当を行い、また、他課債権への配当も行った。また、収納対策専門員による債権回収の研修を実施し、徴収職員の能力向上を図った。 次年度も引き続き、財産調査、搜索、差押等の滞納処分を積極的に行うとともに、庁内外の研修に参加することにより徴収職員の能力向上に努める。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不用額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

項目 名称	No. 25		課税の適正化による自主財源の確保									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 市民税課											
現状 と 課題	個人住民税の賦課は、国税・住民税の申告書や給与支払報告書等の課税資料を基に行われるが、これらの資料だけでは適正な課税が達成できない。このため、所得控除の適用誤りや所得の申告漏れに関する各種調査を実施し、より公平で適正な課税を実現する必要がある。											
取組 内容	1 扶養調査(概ね8月～12月に実施) 2 法定資料せん*調査(概ね8月～12月に実施) 3 給与支払報告書未提出事業所等調査(概ね8月～12月に実施)											
達成 目標	各種調査による課税の適正化											
効果	課税実績額の増加による自主財源の確保											
指標						現状		中間年度		最終年度		
各種調査の取組による課税実績の増加額(単年度)					目標 値	65,000千円 (見込み)		65,000千円		65,000千円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 扶養調査		計画	→		→		→		→		→	
2 法定資料せん調査		計画	→		→		→		→		→	
3 給与支払報告書未提出 事業所等調査		計画	→		→		→		→		→	
4		計画										
5		計画										
備考		* 法定資料せん 税務署に提出義務のある給与、報酬等の支払調書の一覧。										

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	【扶養実態調査】 ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,348件で47,916,300円となっている。 【法定資料せん調査】 ・法定資料せんの中で報酬、配当等の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績73件で843,400円となっている。 【給報未提出調査】 ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績67件で7,747,300円となっている。			
	最終取組状況	【扶養実態調査】 ・平成30年度(2018年度)課税実績(最終)が、1,398件で49,566,700円となった。 【法定資料せん調査】 ・平成30年度(2018年度)課税実績(最終)が、507件で18,710,700円となった。 【給報未提出調査】 ・平成30年度(2018年度)課税実績(最終)が、77件で8,347,100円となった。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	課税の適正化による自主財源の確保に基づき各種調査を予定通り行った。 次年度についても、今年度同様の調査を行うことにより自主財源の確保に努めることとする。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額	76,624	内容・算出内訳	
		必要額			
効果額		76,624			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	【扶養実態調査】 ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,423件で48,699,700円となっている。 【法定資料せん調査】 ・法定資料せんの中で報酬、配当等の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績120件で3,251,400円となっている。 【給報未提出調査】 ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績72件で11,071,900円となっている。			
	最終取組状況	【扶養実態調査】 ・令和元年度課税実績(最終)が、1,496件で51,436,100円となった。 【法定資料せん調査】 ・令和元年度課税実績(最終)が、478件で17,999,400円となった。 【給報未提出調査】 ・令和元年度課税実績(最終)が、72件で11,071,900円となった。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	課税の適正化による自主財源の確保に基づき各種調査を予定通り行った。 令和2年度についても、今年度同様の調査を行うことにより、公平で適正な課税を実現と自主財源の確保に努めることとする。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額	80,507	内容・算出内訳	
		必要額			
効果額		80,507			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	【扶養実態調査】 ・被扶養者の所得調査や二重扶養の調査を行い、9月末現在において課税実績1,406件で47,400,300円となっている。 【法定資料せん調査】 ・法定資料せんの中で報酬、配当等の申告漏れの調査を行い、9月末現在において課税実績60件で954,400円となっている。 【給報未提出調査】 ・給報が提出されていない事業所に対して提出依頼を行い、9月末現在において課税実績68件で16,791,400円となっている。		
	最終取組状況	【扶養実態調査】 ・令和2年度(2020年度)課税実績(最終)が、1,463件で49,325,900円となった。 【法定資料せん調査】 ・令和2年度(2020年度)課税実績(最終)が、304件で7,599,700円となった。 【給報未提出調査】 ・令和2年度(2020年度)課税実績(最終)が、77件で18,575,700円となった。		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	「課税の適正化による自主財源の確保」に基づき、計画的に各種調査を予定通り行った。 令和3年度(2021年度)についても、同様の調査を行うことにより、公平で適正な課税を実現と自主財源の確保に努めることとする。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 -:中止			
	効果額(千円)	不要額	75,501	内容・算出内訳
	必要額			
	効果額	75,501		
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 26	償却資産の公平・適正な課税のための啓発及び調査の実施										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 資産税課											
現状と課題	固定資産税における償却資産については、事業者の申告により課税することになっているが、個人事業者については、償却資産について申告が必要なことを知らずに申告をしていないケースが多々見られる。また、申告書を提出している事業者においても、課税対象資産の申告漏れや対象外の資産計上など誤った申告も多く見られるため、申告の啓発や指導、内容の精査が必要となっている。											
取組内容	1 申告啓発活動の充実 2 税務署調査による未申告者への申告指導、資産の申告漏れの疑いがある事業者への修正申告指導 3 事業者提出の固定資産台帳と、申告内容を照合する簡易調査の実施											
達成目標	申告件数の増と申告内容の精査による公平・適正な課税の実現											
効果	税込増による歳入の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
償却資産申告件数(単年度)				目標値	9,000件 (見込み)		10,500件		11,500件			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)					
1 申告啓発活動	計画	→		→		→		→		→		
2 税務署調査による未申告者・資産無し申告者への申告指導	計画	→		→		→		→		→		
3 簡易調査	計画	→		→		→		→		→		
4	計画											
5	計画											
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載予定 ・農業団体の機関誌へのチラシ折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布予定 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により平成31年度(2019年度)の新規の課税対象者約300人を抽出し申告書を発送予定 ・5月にはがきによる催告563件、文書による催告791件、8月に太陽光発電事業者へ申告案内130件 ・税務署調査(平成27年度(2015年度)～28年度(2016年度)実施分)における未申告者の課税台帳作成 【簡易調査】 ・6月に調査対象事業者761件に簡易調査の案内文を発送			
	最終取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載 ・農業団体の機関誌へのチラシ折込み配布 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により平成31年度(2019年度)の新規の課税対象者959件(税務署調査210件、新規法人665件、家屋同行調査84件)及び前年度税務署等調査のうち個人未申告者109件を抽出し申告書を発送 ・5月にはがきによる催告563件、文書による催告791件、8月に太陽光発電事業者へ申告案内130件 ・税務署調査(平成27年度(2015年度)～平成29年度(2017年度)実施分)における未申告者110件、太陽光調査(平成29年度(2017年度)実施分)における未申告者7件の課税台帳作成 【簡易調査】 ・調査対象事業者・・・761件　・実施件数　・・・620件 ・更正件数　　・・・67件　・税増額　　・・・△1,145,245円			
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	広報紙掲載やチラシ折込みなどの広報活動及び、各種調査による未申告者への申告啓発を実施した。また、平成30年度(2018年度)から推計課税を実施し、一定の効果が得られた。簡易調査の税増額については、適正な課税を実施した結果減額となったものである。 平成31年度(2019年度)も広報活動及び税務署調査等の各種調査を積極的に行い、公平・適正な課税に努める。	
	△:準備、検討　○:一部実施　◎:実施完了　ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額	3,199,076千円	内容・ 算出 内訳	不要額:3月調定額 必要額:当初納税通知書時調定額
	必要額	3,090,770千円			
	効果額	108,306千円			
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 元年度 (2019)	中間取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載予定 ・農業団体の機関誌へのチラシ折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布予定 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和2年度(2020年度)の新規の課税対象者約240人を抽出し申告書を発送予定 ・当初申告未申告者に対し、5月にはがきによる催告1,407件、7月に太陽光発電事業者へ申告再案内19件 ・税務署調査(平成29年度(2017年度)実施分)における未申告者の課税台帳作成 【経済産業省への調査による太陽光発電事業者への申告案内】 ・太陽光発電事業者(平成30年度(2018年度)調査実施分)100人へ令和2年度(2020年度)申告書を発送予定 【簡易調査】 ・6月に調査対象事業者608件に簡易調査の案内文を発送		
	最終取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和2年度(2020年度)の新規の課税対象者766人(税務署調査238件、新規法人468件、家屋同行調査60件)及び前年度税務署等調査のうち未申告者37件の申告書を発送。 ・税務署調査(平成30年度(2018年度)実施分)における未申告者26件の課税台帳作成 【経済産業省への調査による太陽光発電事業者への申告案内】 ・太陽光発電事業者(平成30年度(2018年度)調査実施分)14人へ令和2年度(2020年度)申告書を発送 【簡易調査】 ・調査対象事業者・・・608件 ・実施件数・・・407件 ・更正件数 ... 43件 ・更正税額・・・△1,330,601円		
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	広報紙掲載やチラシ折込みなどの広報活動及び、各種調査により把握した未申告者に申告を促した。また、平成30年度(2018年度)から実施している推計課税を平成31年度(2019年度)も実施し、効果が得られた。簡易調査の更正税額については、適正な課税を実施した結果減額となったものである。 令和2年度(2020年度)も広報活動及び税務署調査等の各種調査を積極的に行い、公平・適正な課税に努める。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額	3,772,078千円	内容・ 算出 内訳
必要額		3,686,845千円	必要額:当初納税通知書時調定額	
効果額		85,233千円		
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)				

令和 2年度 (2020)	中間取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載予定 ・農業団体の11月機関誌へのチラシ折込み配布予定 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布予定 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和3年度(2021年度)の新規の課税対象者約122人を抽出し申告書を発送予定 ・当初申告未申告者に対し、5月にはがきによる催告1,497件、申告案内した太陽光発電事業者の申告状況確認(平成31年度(2019年度)案内分は、申告済) ・税務署調査(平成30年度(2018年度)実施分)における未申告者の課税台帳作成 【経済産業省への調査による太陽光発電事業者への申告案内】 ・太陽光発電事業者(令和2年度(2020年度)調査実施分)59人へ令和3年度(2021年度)申告書を発送予定 【簡易調査】 ・6月に調査対象事業者515件に簡易調査の案内文を発送			
	最終取 組状況	【個人事業者への申告啓発活動の充実】 ・12月にラジオ放送、12月市広報に掲載 ・農業団体の12月機関誌へのチラシ折込み配布 ・税務署、保健所への各種事業届出者へのチラシ配布 【税務署調査による未申告及び資産なし法人への申告指導】 ・税務署保有の個人の申告書閲覧等により令和3年度(2021年度)の新規の課税対象者659人(税務署調査126件、新規法人463件、家屋同行調査70件)及び前年度税務署等調査のうち未申告者21件の申告書を発送 ・税務署調査(平成30年度(2018年度)実施分)における未申告者3件の課税台帳作成 【経済産業省への調査による太陽光発電事業者への申告案内】 ・太陽光発電事業者(令和2年度(2020年度)調査実施分)62人へ令和3年度(2021年度)申告書を発送 【簡易調査】 ・調査対象事業者・・・515件 ・実施件数・・・415件 ・更正件数 ... 23件 ・更正税額・・・740,660円			
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	広報紙掲載やチラシ折込みなどの広報活動及び、各種調査により把握した未申告者に申告を促した。また、平成30年度(2018年度)から実施している推計課税を令和2年度(2020年度)も実施し、効果が得られた。簡易調査の更正税額については、適正な課税を実施した結果増額となったものである。 令和3年度(2021年度)も広報活動及び税務署調査等の各種調査を積極的に行い、公平・適正な課税に努める。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額	3,866,607千円	内容・ 算出 内訳	不要額:3月調定額 必要額:当初納税通知書時調定額
必要額		3,777,033千円			
効果額		89,574千円			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目 名称	No. 27	国民健康保険税の収納率向上										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 国保収納課											
現状 と 課題	本市の国民健康保険制度は、高年齢層の被保険者が大きな割合を占めるため、医療費の水準が高くなっている。一方で、所得水準が低いため、保険料負担が重く、その結果、収納率が低下しているなど、保険制度の財政基盤は構造的にもろくなっている。このため、国民健康保険制度の安定した財政運営と、被保険者の納付の公平性を確保するために、収納率向上を図る必要がある。											
取組 内容	1 滞納処分(預金、生命保険、給与、不動産等の差押え)の実施 2 催告と組み合わせた夜間、休日納付相談窓口の開設 3 新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員等による口座振替勧奨の推進											
達成 目標	現年度分の収納率向上											
効果	・国民健康保険制度の財政健全化 ・国民健康保険税負担の公平性の確保											
指標						現状		中間年度		最終年度		
国民健康保険税収納率(現年度分)					目標 値	91.55% (2016年度)		91.75%		91.85%		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 滞納処分(預金、生命保 険、給与、不動産等の差 押え)の実施	計画											
2 催告と組み合わせた夜 間、休日納付相談窓口の 開設	計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
3 新規滞納者に対する一次 催告及び口座振替勧奨	計画	⇒⇒	→	→	→	⇒	→	⇒⇒	→	⇒⇒	→	
4	計画											
5	計画											
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	・財産調査とともに、滞納処分として預金・生命保険・給与・売掛金・不動産等の差押を実施。特に給与照会は例年より早く7月には取りかかり、給与差押を積極的に行った。 ・一斉催告と組み合わせた夜間・休日納付相談窓口を開設:5月(催告8,778通発送) ・新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員による口座振替勧奨推進を実施。:8・9月(催告発送件数8月:1,675通、9月:967通) ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・9月末の収納率は現年度分33.80%と前年比1.07%増、滞繰分は9.15%と前年比1.23%増となった。			
	最終取組状況	・預金・生命保険差押の他、今年度は特に給与・売掛金・不動産差押等滞納処分の強化を図った。 ・一斉催告と組み合わせた夜間・休日納付相談窓口を11月・2月に開設し、(催告発送件数:11月8,339通、2月7,142通)納付及び納付相談の機会を増やした。 ・新規滞納者対策として、一次催告を実施。12月・3月(催告発送件数:12月518通、3月460通) ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問による納付指導や口座振替推進を行った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	以上の取組により、現年度の収納率は前年度比0.97%増の92.82%となった。また、滞繰分は前年度比3.02%増の16.93%、全体の収納率は前年度比1.26%増の70.85%となった。今後もより一層滞納者への適切な滞納処分を実施することにより、収納率アップに努めるものとする。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	・財産調査とともに、滞納処分として預金・生命保険・給与・売掛金・不動産等の差押を実施。これまで預金差押に偏りがちであったが、給与・不動産等差押の数も増えつつある。また、財産調査とあわせて執行停止も各自リストにそって行っている。 ・一斉催告と組み合わせた夜間・休日納付相談窓口を開設:5月(催告7,011通発送) ・新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員による口座振替勧奨推進を実施。:8・9月(催告発送件数8月:1,802通、9月:667通) ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・9月末の収納率は現年度分33.97%と前年比0.17%増、滞繰分は10.11%と前年比0.96%増となった。			
	最終取組状況	・預金・生命保険差押の他、今年度も給与・売掛金・不動産差押等滞納処分の強化を図った。 ・一斉催告と組み合わせた夜間・休日納付相談窓口を11月・2月に開設し、(催告発送件数:11月8,017通、2月6,699通)納付及び納付相談の機会を増やした。 ・新規滞納者対策として、一次催告を実施。12月・3月(催告発送件数:12月558通、3月460通) ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・徴収嘱託員による実態調査や戸別訪問による納付指導や口座振替推進を行った。 ・搜索を計8回実施し、自主納付により完納及び滞納額を大幅に減少することができた。 ・今年はじめて相続・承継の処理を行い、自主納付により完納するケースもあった。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	現年度の収納率はコロナウイルスの影響もあり前年度比0.28%減の92.54%と伸び悩んだものの、滞繰分は前年度比1.36%増の18.29%、全体の収納率は前年度比1.42%増の72.27%となった。今後もより一層滞納者への適切な滞納処分を実施することにより、収納率アップに努めるものとする。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
	効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	・財産調査とともに、滞納処分として預金・生命保険・給与・売掛金・不動産等の差押を実施した。また、財産調査とあわせて執行停止も各自リストに沿って行っている。 ・新規滞納者に対する一次催告及び訪問徴収員による口座振替勧奨推進を実施した(発送件数 8月:1,208通、9月:556通)。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、通常5月に実施していた一斉催告及び夜間・休日納付相談窓口は取りやめたものの、個別催告を実施した(発送件数 5月:442通)。 ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・9月末の収納率は、現年度分34.47%(前年比0.5%増)、滞繰分は10.12%(前年比0.01%増)となっている。 ・新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予について、積極的に納税相談を行った(9月末時点:相談 799件、猶予決定 272件)。			
	最終取組状況	・預金・生命保険、給与・売掛金・不動産差押等の滞納処分を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、5月は個別催告(発送件数:442通)としたが、11月には一斉催告(発送件数:5,359通)と組み合わせた休日納付相談窓口を開設し、納付及び納付相談の機会を増やした。 ・今年度は、新規滞納者を対象にした一次催告の発送を年7回(計:4,101通)に増やし、早期の滞納解消を図った。 ・口座振替勧奨推進チラシを作成し、催告を行う際に同封した。 ・徴収員による実態調査、戸別訪問による納付指導や口座振替推進を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している相談者に対し、徴収猶予・減免制度の周知を図り、適切な納税相談を行った(徴収猶予決定:358件)。			
	達成状況評価	◎	評価理由 及び次年度 の取組 予定	新型コロナウイルス感染症の影響がある中、減免等の適切な対応により、現年度の収納率は92.58%(前年比0.04%増)、滞繰分は17.75%(前年比0.54%減)、全体の収納率は74.89%(前年比2.62%増)となった。 今後も、より一層滞納者への適切な滞納処分を実施することにより、収納率アップに努めるものとする。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

項目 名称	No. 28		国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	税務部 国保年金課											
現状 と 課題	少子高齢化の進展や医療の高度化により、被保険者が減少する一方、年々医療費は増加している。今後とも、持続可能な国保の財政運営を堅持するために、国保財政の健全化は不可欠であり、歳出の抑制と歳入の確保に努めなければならない。											
取組 内容	医療の適正な受診環境の整備等に努め、医療費の適正化、国保財政の健全化を図る。 1 レセプト内容の充実、点検実施体制の構築による診療報酬の適正化 2 ジェネリック医薬品使用促進の啓発（年4回） 3 保険給付等の分析（重複受診の点検等）に基づいた指導による医療費の適正化 4 第三者行為求償、不当利得返還金の事務処理体制に関する関係機関との連携強化による収入の確保											
達成 目標	国保財政の健全化											
効果	医療費の伸びの抑制や不正請求の防止、適正な保険給付の実施と財源の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
被保険者一人あたりの診療費（年額）			目 標 値		285千円 （見込み）		314千円		328千円			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）	
1	レセプト点検	計画										
2	ジェネリック医薬品使用 促進	計画										
3	保険給付等の分析・指導	計画										
4	第三者行為求償、不当利 得返還金の事務処理体 制の強化とその実施	計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	1 研修会への参加及び国保連合会との連携による点検精度の向上に努めた。 2 ジェネリック医薬品差額通知書を5月に発送し啓発を行った。 3 国保連合会から提供されたデータを活用し、重複受診等の指導を行った。 4 関係機関との連携強化により被害届の提出につながる調査や勧奨を行った。			
	最終取組状況	1 国保連合会と連携し、内容や資格点検により再審査依頼や返戻を行った。 2 市主催のイベント、出前講座及び差額通知書を発送により啓発を行った。 3 一定条件を満たす重複受診者等に対して訪問・郵送による指導を行った。 4 被害届の提出に結びつく調査や勧奨強化により求償率の向上を図った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	医療の適正な受診環境の整備等に努め、医療費の適正化、国保財政の健全化を図るためには不可欠なものであり、引き続き国保連合会等の関係機関との連携し医療費の適正化に向けた取組みを行う。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	医療費の適正化を図るため、国保連合会と連携しレセプト点検精度の向上に努めるとともに、5月・8月にジェネリック医薬品差額通知書を発送し啓発を行った。保険給付等の分析・指導については、一定条件を満たす重複受診者等に対して指導を8月に行い、今後、受診状況等の評価を行う予定である。また、第三者行為求償については、関係機関との連携強化により被害届の提出につながる調査や勧奨を行った。			
	最終取組状況	レセプト点検については、内容や資格点検による過誤等は再審査又は返戻を行った。また、ジェネリック医薬品使用促進を図るため、差額通知書を4回発送するとともにイベント及び出前講座での啓発を行った。保険給付等の分析・指導については、一定条件を満たす重複受診者等に対して郵送による指導を8月に行い、医療費改善の評価を行った。第三者行為求償についても、被害届の提出につながる調査や勧奨による求償率向上を図った。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	被保険者数が減少する中で、前期高齢者の割合増加等により、一人あたりの医療費は増加傾向にあることから、引き続きレセプト点検等による医療費の適正化に取組むとともに国保財政の健全化を図る。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不用額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	医療費の適正化を図るため、国保連合会と連携しレセプト点検精度の向上に努めるとともに、6月にジェネリック医薬品差額通知書を発送し啓発を行い、今後も定期的に同通知を送付予定。また、8月には一定条件を満たす重複受診者等に対する指導を行い、今後、受診状況等の評価に取り組むこととしている。その他、第三者行為求償については、関係機関との連携強化により被害届の提出につながる調査や勧奨を行っている。		
	最終取組状況	レセプト点検については、内容や資格点検による過誤等は再審査又は返戻を行った。また、ジェネリック医薬品使用促進を一層図るため、通知対象差額を100円に拡大して年3回通知書を発送し、被保険者への周知・啓発を行った。その他、第三者行為求償についても、被害届の提出につながる調査や勧奨による求償率向上を図ったとともに、適正服薬を推進するため、令和3年度(2021年度)から取り組む新規事業を構築した。		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	被保険者数が減少する中で、前期高齢者の割合増加等により、一人あたりの医療費は増加傾向にある。次年度は、適正服薬に係る新規事業を実施するとともに、引き続き、レセプト点検等による医療費の適正化に取り組み、更なる国保財政の健全化を図る。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳
必要額				
効果額		38,083		
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 29		敬老バスカ事業の見直し									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	福祉部 長寿支援課											
現状と課題	70歳以上の高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、外出を促進することを目的とし、路線バスを宮崎市内で乗車が降車した場合、一乗車100円で利用することができる「敬老バスカ」を交付している。 ただし、対象年齢(70歳以上)人口が年々増加しており、今後事業費の増大が懸念されている。											
取組内容	平成29年度(2017年度)に発足した地域公共交通庁内検討会の中で、関係各課(企画政策課、都市計画課等)と情報の共有を行い、意見を交えながら敬老バスカの市負担額や利用範囲等の事業内容の見直しについて検討を行う。 1 事業内容の検討 2 見直した敬老バスカ事業の実施 3 敬老バスカ事業の検証、改善											
達成目標	事業内容の見直しによる事業費の削減											
効果	事業の安定的な継続											
指標						現状		中間年度		最終年度		
敬老バスカ取扱業務委託料(単年度)					目標値	368,178千円		300,000千円		300,000千円		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 事業内容の検討		計画	→									
2 見直した敬老バスカ事業の実施		計画			→							
3 事業の検証、改善		計画					→		→		→	
4		計画										
5		計画										
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	地域公共交通庁内検討会にバスやタクシーなどの民間事業者が新たに加わり、地域における現在の路線バス等の利用実態について情報共有を図りながら、意見交換などを行った。			
	最終取組状況	前年度のバス利用実績データを元にした各種分析や調査を行うとともに、別途、地方公共交通会議実務者ワーキングに参加し、関係課等との連携を図りながら民間事業者との協議を行った。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	関係課等と検討を継続し、コミュニティ交通の進捗と歩調を合わせる。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	関係課により進められているコミュニティ交通に係る取組みを元に、今後試験運行が予定されている地域における敬老バスカの利用実績について、データの整理と調査・分析を開始した。			
	最終取組状況	関係課により進められているコミュニティ交通に係る取組みを元に、今後試験運行が予定されている一部地域における敬老バスカの利用実績について、データの整理と調査・分析を行った。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	関係課等と検討を継続し、コミュニティ交通の進捗と歩調を合わせる。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	関係課との情報共有を適宜行っており、また、今年度新たにコミュニティ交通の試験運行が行われる地域においては、加えて敬老バスカ利用実績の調査・分析を予定している。			
	最終取組状況	今年度新たにコミュニティ交通の試験運行が行われた地域における敬老バスカの利用実績について、データの整理と調査・分析を行った。			
	達成状況評価	○	評価理由 及び次年度の取組 予定	関係課等と検討を継続し、コミュニティ交通の進捗と歩調を合わせる。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 30	介護保険料の収納率向上											
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	1	効率的で効果的な行政経営										
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進										
所管課	福祉部 介護保険課												
現状と課題	現年度分は、年金天引きによる特別徴収は収納率100%であるが、納付書による普通徴収は収納率90%に届かず、特別徴収と普通徴収を合わせた収納率は98%台で推移している。また、滞納繰越分の収納率は20%程度となっている。 普通徴収の被保険者は、概ね所得水準が低いため保険料負担が重く滞納につながる傾向にあるが、それに伴う給付制限の回避のため滞納の解消を図ると同時に、保険料の公平負担の観点から収納率向上を図る必要がある。												
取組内容	1 介護保険制度の周知（給付制限等） 2 普通徴収対象者への口座振替の推進 3 滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導 4 財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施												
達成目標	収納率向上による被保険者間の保険料負担の公平性確保												
効果	介護保険制度の安定的運営												
指標						現状		中間年度		最終年度			
介護保険料収納率（現年度分）					目標値	98.53% （2016年度）		98.61%		98.69%			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）		令和元年度 （2019年度）		令和2年度 （2020年度）		令和3年度 （2021年度）		令和4年度 （2022年度）		
1	介護保険制度の周知（給付制限等）		計画	→		→		→		→		→	
2	普通徴収対象者への口座振替の推進		計画	→		→		→		→		→	
3	滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導		計画	→		→		→		→		→	
4	財産調査に基づく差押え等の滞納処分の実施		計画	→									
5			計画										
備考													

各年度取組実績				
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:5月・8月 3,889件 ・差押予告通知の発送:随時 498件		
	最終取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。5,531件 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:5月・8月・10月・12月・2月 8,033件 ・差押予告通知の発送:随時 1,178件 【介護保険料現年度収納率】 98.96%		
	達成状況評価	◎	評価理由 及び次年度 の取組 予定	未納に伴う給付制限等、制度の周知や普通徴収対象者の口座振替への 勧奨、滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導の強化、財産調査に 基づく差押え等の滞納処分を引き続き行っていく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳
		必要額		
効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)				
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・市広報 6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:5月 947件		
	最終取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 5,423件 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:5月・11月・12月・2月 6,644件 ・差押予告通知の発送:随時 363件 【介護保険料現年度収納率】 98.98%		
	達成状況評価	◎	評価理由 及び次年度 の取組 予定	市広報やパンフレット等を通して、未納に伴う給付制限等、制度の周知を 図った。また、普通徴収対象者の口座振替への勧奨、滞納者に対する催告 と納付相談員による訪問指導の強化、財産調査に基づく差押え等の滞 納処分等を行った。 次年度も、今年度の取り組みを継続して着実に行う。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳
		必要額		
効果額				
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)				

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・市広報6月号に介護保険制度の広報記事を掲載した。 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。2,612件 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:5月・8月 1,324件			
	最終取組状況	【介護保険制度の周知(給付制限等)】 ・65歳以上の被保険者にパンフレットを郵送した。 【普通徴収対象者に対する口座振替の推進】 ・65歳到達者あてに口座振替依頼書を郵送した。 2,720件 【滞納者に対する催告と納付相談員による訪問指導】 ・納付催告書の発送:10月・12月・2月 2,335件 ・差押予告通知の発送:随時 27件 【介護保険料現年度収納率】 99.10%			
	達成状況評価	◎	評価理由 及び次年度の取組 予定	昨年度に引き続き、方針に沿って制度等の周知を図り、口座振替への勧奨等を行った。また、滞納者への催告や給付制限、差押予告等についても、納付相談員による訪問指導を活用し、滞納者の理解を得られるよう工夫・改善を行った。 次年度も、今年度の取り組みを継続して着実に行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目 名称	No. 31		保育料の収納率向上									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課											
現状 と 課題	少子化が進展している一方で、夫婦共働きにより生計を維持する世帯が増えるなど、保育のニーズは、なお高まりを見せている。保育料については、毎年約2%未満ではあるが、未納（現年分）が発生している状況にある。認可保育所の運営経費の財源確保、保育所利用者の応分の負担による公平性を保つため、収納率の向上を図る必要がある。											
取組 内容	1 宮崎市保育料収納推進員（認可保育所施設長）を活用した滞納分の納付指導等 2 宮崎市コールセンターを活用した前月末納分の納付勧奨 3 納付誓約書の提出・履行の強化 4 児童手当からの徴収申出書の提出強化 5 滞納整理担当課への事務移管の促進											
達成 目標	保育料の収納率の維持・向上											
効果	認可保育所の運営経費の財源と保育所利用者の公平性の確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
保育料収納率（現年度分）				目標 値	99.12% （2016年度）		99.15%		99.20%			
実施スケジュール			平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）					
1	宮崎市保育料収納推進員を活用した滞納分の納付指導等	計画	→	→	→	→	→	→				
2	宮崎市コールセンターを活用した前月末納分の納付勧奨	計画	→	→	→	→	→	→				
3	納付誓約書の提出・履行の強化	計画	→	→	→	→	→	→				
4	児童手当からの徴収申出書の提出強化	計画	→	→	→	→	→	→				
5	滞納整理担当課への事務移管の促進	計画	→	→	→	→	→	→				
備考												

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	・コールセンターを活用した納付勧奨、各保育施設長による保護者への直接指導などを引き続き実施し、徴収員による未納者への対応の強化を図った。 ・児童手当からの差し引きについては、今年度(9月まで)は新たに29名の未納者からの同意を得ることができた。 ・平成30年(2018年)9月末日時点における収納率は前年度同時期と比較し、0.18ポイント上昇した(現年度分) ・滞納整理担当課と事務移管についての協議を行った。			
	最終取組状況	・徴収員による未納付者への電話や訪問での対応を行い、未納付者との関わりを途絶えないよう納付指導を行った。また児童手当からの差し引きを推進し、約60名の同意を得られた。 ・コールセンターを活用しての納付勧奨、各施設長を収納推進員に任命し未納の習慣化防止に努めた。 ・継続して滞納整理担当課から滞納整理について教示をもらい、事務移管の検討を行った。なお、平成31年度(2019年度)から、滞納整理担当課に事務移管を行い同時に整理を行う予定。 現年度:99.27%(前年比 △0.14ポイント) 滞納繰越分:29.76%(前年比 △2.98ポイント)			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	様々な徴収努力により、平成30年度(2018年度)も高い収納率を達成し、現状を維持することができた。次年度は保育料無償化も10月から開始となり、更に高い収納率が期待できるが、対象件数が減少となることから、今後の取り組み内容について協議を行う予定。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	・コールセンターを活用した納付勧奨、各保育施設長による保護者への直接指導などを引き続き実施し、徴収員による未納者への対応の強化を図った。 ・児童手当からの差し引きについては、今年度(9月まで)は新たに34名の未納者からの同意を得ることができた。 ・令和元年度(2019年度)9月末時点における収納率は前年度同時期と比較し、0.43ポイント上昇した。 ・滞納整理担当課と事務移管についての協議を引き続き行った。			
	最終取組状況	・徴収員による未納付者への電話や訪問での対応を行い、未納付者との関わりを途絶えないよう納付指導を行った。また児童手当からの差し引きを推進し、約50名の同意を得られた。 ・コールセンターを活用しての納付勧奨、各施設長を収納推進員に任命し未納の習慣化防止に努めた。なお、保育料無償化開始により対象者が減少したことから、令和元年度にてコールセンターの活用および収納推進員の任命は終了とした。 ・継続して滞納整理担当課から滞納整理について教示をもらい、事務移管の検討を行った。 現年度:99.43%(前年比 +0.16ポイント) 滞納繰越分:31.02%(前年比 +1.26ポイント)			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	令和元年度(2019年度)は、10月からの保育料無償化もあったが、様々な徴収努力により、高い収納率を達成し現状を維持することができた。次年度は、保育料無償化により対象者も減少し、コールセンターの活用および収納推進員の任命も終了したことから、収納率を維持し、さらに向上させるために、これらに替わる効果的な徴収業務を行うための対策を検討していく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	・児童手当からの差し引きについては、今年度(9月まで)は新たに18名の未納者からの同意を得ることができた。 ・令和2年度(2020年度)9月末時点における収納率は前々年度同時期と比較し、4.65ポイント上昇した。(前年度の収納率は保育料無償化の関係で比較不可のため。) ・滞納整理担当課と事務移管についての協議を引き続き行った。		
	最終取組状況	・徴収員による未納付者への電話や訪問での対応を行い、未納付者との関わりを途絶えないよう納付指導を行った。また児童手当からの差し引きを推進し、約35名の同意を得られた。 ・継続して滞納整理担当課から滞納整理について教示をもらい、事務移管の検討を行った。 現年度:99.45%(前年比0.02ポイント) 滞納繰越分:29.78%(前年比△1.24ポイント)		
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	令和2年度(2020年度)は、収納推進員及びコールセンター業務委託の廃止、新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難者の増加があったが、様々な徴収努力により高い収納率を達成し、維持することができた。今後は、収納率の維持・向上のために効果的な収納方法を検討していく必要がある。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳
		必要額		
効果額				
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目 名称	No. 32	道路占用物件の適正化										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	建設部 用地管理課											
現状 と 課題	平成17年度(2005年度)に実施した調査により道路占用物件の適正化指導に取り組んできた結果、当初の不適合物件 ^{*1} の是正撤去や適合物件 ^{*2} の申請件数も改善されてきた。しかしながら、道路占用に関する認知不足により新たな不法占用物件 ^{*3} の増加や未申請物件も見受けられる。											
取組 内容	1 適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導 2 不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導 3 不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動											
達成 目標	道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保											
効果	・道路占用物の管理者による安全確保(道路占用制度に対する意識づけ) ・道路占用料収入の増による道路空間の維持確保											
指標					現状		中間年度		最終年度			
道路利用者の安全性、快適な道路空間の確保に向けた指導件数(単年度)					目標 値	適合 177 不適合 不法 2, 162 (2016年度)		適合 149 不適合 不法 1, 952		適合 109 不適合 不法 1, 742		
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 適合物件占有者に対する道路占用許可手続の申請依頼又は撤去指導			計画									
2 不適合物件及び不法占用物件の占有者に対する撤去を含む適正化是正指導			計画									
3 不適合物件及び不法占用物件の発生を未然に防ぐための啓発活動			計画									
4			計画									
5			計画									
備考		*1 不適合物件 道路占用基準を満たしていない未申請物件。 *2 適合物件 道路占用基準を満たしているが、申請されていない物件。 *3 不法占用物件 不適合かつ不法に道路を占用している物件。										

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	1 適合物件については、年間30件を指導目標としているが、9月末現在17件が是正されている。 2 不適合及び不法物件については、年間270件を指導目標としているが、9月末現在128件が是正されている。今後さらに重点地区を中心に是正指導を行っていく。 3 啓発活動については、市広報8月号にて市民への啓発を行った。また、商店街振興組合との協議と道路占用制度の啓発を推進していく。			
	最終取組状況	①適合物件については、209件中年間30件を平成30年度(2018年度)目標としていたが、実績として27件(平成30年度(2018年)3月29日現在)が是正された。(13件の申請、14件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,327件の内270件を目標としていたが、実績として221件(平成31年(2019年)3月29日現在)(78件の改善、143件の不法占用物撤去)			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指導対象が、517件(適合物件61件、不適合物件456件)増加したが、248件は是正された。今後も継続して是正指導と申請指導を継続していく。占有物件の追加による申請啓発を進めていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額	1,151	内容・算出内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
		必要額	0		
		効果額	1,151		
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	1 適合物件については、年間30件を指導目標としているが、9月末現在25件が是正されている。 2 不適合及び不法物件については、年間270件を指導目標としているが、9月末現在184件が是正されている。今後さらに重点地区を中心に是正指導を行っていく。 3 啓発活動については、市広報8月号にて市民への啓発を行った。また、商店街振興組合との協議と道路占用制度の啓発を推進していく。			
	最終取組状況	①適合物件については、498件中年間30件を令和元年度(2019年度)目標としていたが、実績として50件(令和2年(2020年)3月31日現在)が是正された。(36件の申請、14件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,372件の内270件を目標としていたが、実績として267件(令和2年(2020年)3月31日現在)(45件の改善、222件の不法占用物撤去)			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指導対象が、586件(適合物件320件、不適合物件266件)増加したが、317件は是正された。今後も継続して是正指導と申請指導を継続していく。占有物件の追加による申請啓発を進めていく。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額(千円)	不要額	927	内容・算出内訳	看板類及び日よけ等の道路占用申請に係る占用料
		必要額	0		
		効果額	927		
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	1 適合物件については、年間30件を指導目標としているが、9月末現在81件が是正されている。 2 不適合及び不法物件については、年間270件を指導目標としているが、9月末現在140件が是正されている。今後さらに重点地区を中心に是正指導を行っていく。 3 啓発活動については、市広報8月号にて市民への啓発を行った。また、商店街振興組合と		
	最終取組状況	①適合物件については、448件中年間30件を令和2年度(2020年度)目標としていたが、実績として97件(令和3年(2021年)3月31日現在)が是正された。(87件の申請、10件の撤去) ②不適合及び不法物件については、2,348件の内270件を目標としていたが、実績として254件(令和3年(2021年)3月31日現在)(144件の改善、110件の不法占用物の撤去)		
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指導対象が、495件(適合物件252件、不適合物件243件)増加したが、351件是正された。今後も継続して是正指導と申請指導を継続していく。 占用物件の追加による申請啓発を進めていく。
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止			
	効果額 (千円)	不要額	864	内容・算出内訳
必要額		0		
効果額		864		
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)				

項目名称	No. 33	市営住宅家賃等の収納確保									
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組								
	中	1	効率的で効果的な行政経営								
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進								
所管課	建設部 建築住宅課										
現状と課題	平成28年度(2016年度)の収納率は、家賃92.12%(現年99.62%、滞納繰越11.58%)、駐車場使用料96.92%(現年99.58%、滞納繰越21.56%)、退去修繕費11.48%(現年90.31%、滞納繰越8.49%)であり、滞納繰越分の確保が困難になっている。										
取組内容	1 指定管理者への滞納整理に係る指導 2 長期高額滞納者*への厳格な法的措置の実施 3 退去滞納者への納入指導と回収可能な債権の明確化										
達成目標	市営住宅家賃等の収納率の向上及び適切な滞納整理の実施										
効果	市営住宅等の安定した運営と入居者間の公平性の確保										
指標					現状		中間年度		最終年度		
1 市営住宅家賃収納率(現年度分)				目標値	99.62%(2016年度) 173人(2017年8月末)		99.70% 104人		99.75% 70人		
2 長期高額滞納者数											
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		
1 指定管理者への指導		計画									
2 長期高額滞納者への法的措置		計画									
3 退去滞納者の追跡調査、回収可否の整理		計画									
4		計画									
5		計画									
備考		* 長期高額滞納者 6か月以上または10万円以上の滞納がある者。									

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	・指定管理者「市営住宅管理センター」と「長期高額滞納者に対する法的措置のあり方」や「退去滞納者への対応」について協議、情報共有（平成30年（2018年）8月） ・「市営住宅管理センター」による収納率向上の取組みについて、地区管理会社10社への研修会を実施（毎月）			
	最終取組状況	・指定管理者「市営住宅管理センター」と、悪質な長期滞納者に対して協議を行い、法的措置に向けて最終催告を実施した。 ・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施し、債権回収が見込めない者に対しては不納欠損を実施した。 ※平成30年度（2018年度）市営住宅家賃収納率（現年度分）99.88%			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指定管理者との情報共有や協議、及び退去滞納者の滞納整理は達成できたため引き続き行うこととする。 長期高額滞納者においては、平成30年度（2018年度）中に法的措置の実施にまでは至らなかったが、最終催告を行った。 次年度も引き続き対象者選定についての検討を行う。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 （千円）	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額（取組により不要となった（生み出された）額）－必要額（取組に要した額）					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	・市営住宅管理センターと地区管理会社10社との収納率向上の取組みに向けた情報交換会を毎月実施している。 ・地区管理会社を対象に、市営住宅管理センター主催による「クレーム対応研修」を実施した。（令和元年（2019年）9月）			
	最終取組状況	・指定管理者「市営住宅管理センター」と、悪質な長期滞納者に対して協議を行い、法的措置対象者を整理した。 ・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施し、債権回収が見込めない者に対しては不納欠損を実施した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	指定管理者との情報共有や協議、及び退去滞納者の滞納整理は達成できたため引き続き行うこととする。 長期高額滞納者においては、平成31年度（2019年度）中に法的措置の実施に向けて準備を行った。 次年度も引き続き対象者選定についての検討を行う。	
	△：準備、検討 ○：一部実施 ◎：実施完了 ー：中止				
	効果額 （千円）	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]＝不要額（取組により不要となった（生み出された）額）－必要額（取組に要した額）					

令和 2年度 (2020)	中間取組状況	・指定管理者と地区管理会社10社との収納率向上の取組に向けた情報交換や収納状況確認等を行う担当者会議を実施(毎月)している。 ・指定管理者とコロナウィルス感染症拡大防止に係る取り扱いの情報共有(令和2年(2020年)4月、5月)を行った。			
	最終取組状況	・指定管理者「市営住宅管理センター」と、悪質な長期滞納者に対して協議を行い、法的措置対象者を整理した。 ・既に退去している滞納者に対して、各種調査を実施し、債権回収が見込めない者に対しては不納欠損を実施した。			
	達成状況評価	○	評価理由 及び次年度 の取組 予定	指定管理者との情報共有や協議、及び退去滞納者の滞納整理は達成できたため引き続き行うこととする。 長期高額滞納者においては、令和2年度(2020年度)中に法的措置の実施に向けて最終催告を行った。 次年度も引き続き滞納整理や対象者選定についての検討を行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
		効果額			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					

項目名称	No. 34	上下水道料金等の収納率向上											
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組										
	中	1	効率的で効果的な行政経営										
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進										
所管課	上下水道局 料金課												
現状と課題	平成23年度(2011年度)に料金センターを開設し、委託業務の受託者と連携しながら上下水道料金等の収納率の向上に努めているが、景気停滞等の要因から、今後も収納率の低下が懸念される。上下水道財政の健全化及び負担の公平性を確保するため、収納率の向上を図る必要がある。												
取組内容	1 料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督 2 必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施												
達成目標	令和4年度(2022年度)の収納率(現年度(5月末)) 水道料金 98.91% 下水道使用料 98.90%												
効果	上下水道財政の健全化及び負担の公平性が確保される												
指標						現状		中間年度		最終年度			
1 水道料金収納率(現年度分)*					目標値	(水) 98.75% (2016年度)		(水) 98.87%		(水) 98.91%			
2 下水道使用料収納率(現年度分)*						(下) 98.80% (2016年度)		(下) 98.86%		(下) 98.90%			
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		
1 料金センター委託受託者が行う滞納整理業務の進捗管理と指導監督(通年)			計画										
2 必要に応じた給水停止や滞納処分等の実施(随時)			計画										
3			計画										
4			計画										
5			計画										
備考		* 公営企業会計においては出納整理期間はないが、目標とする収納率は、市税等と同様に5月末現在の値を用いている。											

各年度取組実績					
平成 30年度 (2018)	中間取組状況	【水道料金】 78.50%(平成30年(2018年)9月末現在) 79.50%(平成29年(2017年)9月末現在) 前年同月比 -1.00P 【下水道使用料】 77.97%(平成30年(2018年)9月末現在) 78.48%(平成29年(2017年)9月末現在) 前年同月比 -0.51P 文書催告や戸別訪問、電話催告を行い、必要に応じ給水停止を行った。長期滞納者については料金センター委託受託者と協議のうえ滞納整理方針を決定した。			
	最終取組状況	【水道料金】 98.96%(2019年5月末実績) 98.91%(2022年度目標収納率) +0.05P 【下水道使用料】 98.96%(2019年5月末実績) 98.90%(2022年度目標収納率) +0.06P 料金センターによる滞納整理(戸別訪問・電話催告)及び給水停止の件数は前年度に比べ増えている。長期滞納者等については、8月・11月・3月に料金センター委託受託者に対して滞納整理ヒアリングを実施した。			
	達成状況評価	◎	評価理由及び次年度の取組予定	水道料金及び下水道使用料ともに目標収納率に達している。次年度については、滞納整理の早期着手及び長期滞納の解消について取組む。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					
令和 元年度 (2019)	中間取組状況	【水道料金】 78.58%(令和元年(2019年)9月末現在) 78.50%(平成30年(2018年)9月末現在) 前年同月比 +0.08P 【下水道使用料】 77.79%(令和元年(2019年)9月末現在) 77.97%(平成30年(2018年)9月末現在) 前年同月比 -0.18P 文書催告や戸別訪問、電話催告を行い、必要に応じ給水停止を行った。長期滞納者については料金センター委託受託者と協議のうえ滞納整理方針の決定を予定している。			
	最終取組状況	【水道料金】 98.86%(2020年5月末実績) 98.91%(2022年度目標収納率) -0.05P 【下水道使用料】 98.75%(2020年5月末実績) 98.90%(2022年度目標収納率) -0.15P 料金センターによる滞納整理(戸別訪問・電話催告)及び給水停止の件数は前年度に比べ減少した。長期滞納者等については、10月・1月・3月に料金センター委託受託者に対して滞納整理ヒアリングを実施した。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	水道料金及び下水道使用料ともに前年度収納率及び目標収納率に達していない。次年度について、前年度に続き滞納整理の早期着手及び長期滞納の解消について取組む。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・算出内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

令和 2年度 (2020)	中間取 組状況	【水道料金】 82.77%(令和2年(2020年)9月末現在) 78.58%(令和元年(2019年)9月末現在) 前年同月比 +4.19P 【下水道使用料】 79.14%(令和2年(2020年)9月末現在) 77.79%(令和元年(2019年)9月末現在) 前年同月比 +1.35P 文書催告や戸別訪問、電話催告を行い、必要に応じ給水停止を行った。長期滞納者については料金センター委託受託者と協議のうえ滞納整理方針を決定した。新型コロナウイルスに伴う支払猶予は7月まで実施し、8月から水道料金の減額措置を実施している。			
	最終取 組状況	【水道料金】 99.20%(2021年5月末実績) 98.91%(2022年度目標収納率) +0.29P 【下水道使用料】 99.24%(2021年5月末実績) 98.90%(2022年度目標収納率) +0.34P 料金センターによる滞納整理(戸別訪問・電話催告)及び給水停止の件数は前年度に比べ減少した。長期滞納者等については、9月・11月・1月に料金センター委託受託者に対して滞納整理ヒアリングを実施した。新型コロナウイルスに伴う支払猶予は7月まで実施し、8月から11月までは水道料金の減額措置を実施した。			
	達成状 況評価	◎	評価理由 及び次年 度の取組 予定	水道料金及び下水道使用料ともに前年度収納率及び目標収納率に達している。次年度について、前年度に続き滞納整理の早期着手及び長期滞納の解消について取組む。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額		内容・ 算出 内訳	
		必要額			
効果額					
[効果額]=不要額(取組により不要となった(生み出された)額)ー必要額(取組に要した額)					

項目名称	No.91	公民連携による新たな歳入確保の取組について										
分類	大	1	健全な行財政運営の確保に向けた取組									
	中	1	効率的で効果的な行政経営									
	小	6	歳入確保と歳出削減の推進									
所管課	企画財政部 行政経営課											
現状と課題	公民連携による歳入確保の取組については、すでに広告事業として住民票等の持ち帰り用封筒や家庭ごみ収集カレンダー等について実施しており、平成29年度からは「デジタルサイネージ式情報案内板」の設置を行うなど、市民サービスの更なる向上と新たな歳入確保に取り組んでいるところである。 今後も引き続き、厳しい財政状況の中で、公民連携による新たな歳入確保の取組について、検討を行う必要がある。											
取組内容	1 歳入確保に向けた新たな取組の検討・実施 2 「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく宮崎市広告事業審査会の実施											
達成目標	公民連携による新たな歳入確保に向けた取組の推進											
効果	公民連携による歳入の確保											
指標					現状		中間目標		最終目標			
					目標							
実施スケジュール			平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)		令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)	
1 歳入確保に向けた新たな取組の検討・実施	計画											
2 広告事業審査会の実施	計画											
3	計画											
4	計画											
5	計画											
備考												

各年度取組実績					
令和 2年度 (2020)	中間取組状況	・公有財産(土地・建物)を活用した新たな歳入確保の可能性についてのサウンディング型市場調査を通年で実施。宮崎県・地域PPPプラットフォーム及び市のホームページを活用し参加者を募集した。 ・他課の広告事業について、「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく広告事業審査会を1回実施。			
	最終取組状況	・公有財産(土地・建物)を活用した新たな歳入確保の可能性についてのサウンディング型市場調査において、6件の対話を行った。 ・サウンディング調査の結果を受け、庁舎を活用した新たな広告事業を検討した。 ・他課の広告事業について、「宮崎市広告事業実施要綱」に基づく広告事業審査会を5回実施。			
	達成状況評価	○	評価理由及び次年度の取組予定	サウンディング調査の結果により新たな事業化の検討を行った。また、各課における広告事業の導入により、一定の歳入を確保した。 次年度は引き続き新たな事業化の検討を行うとともに、各課に対して広告事業の積極的な導入の呼びかけを行う。	
	△:準備、検討 ○:一部実施 ◎:実施完了 ー:中止				
	効果額 (千円)	不要額	11,308	内容・算出内訳	令和2年度(2020年度)に各課が実施した広告事業による収入及び事業費削減額(概算)
		必要額	0		
効果額		11,308			
[効果額]＝不要額(取組により不要となった(生み出された)額)－必要額(取組に要した額)					